

会議名	第7回大熊町復興整備協議会特別会議	
日時	平成30年11月29日(木) 午後1時30分～午後1時50分	
場所	福島県庁5階 正庁	
復興整備事業	リサイクルセンター施設整備事業	
出席者	復興庁	福島復興局 参事官 北市 豊和
	農林水産省	東北農政局農村計画課 農村復興指導官 金子 誠
	大熊町	企画調整課 総括参事 梅宮 功
		企画調整課 主査 齊藤 陽介
		企画調整課 福島県駐在 吉津 澄人
	福島県	企画調整部土地・水調整課 課長 坂内 健二
		企画調整部地域政策課 課長 加藤 靖宏
		農林水産部農業担い手課 課長 和田山 安信
		土木部都市計画課 課長 服部 雅道
		土木部まちづくり課 課長 青木 隆直
協議内容		
<p>1. 開会(進行:大熊町企画調整課 係長 石田)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・出席者紹介</li> <li>・会議の公開の有無について(公開)</li> <li>・傍聴の注意事項</li> <li>・議長紹介</li> </ul> <p>大熊町復興整備協議会規約第6条の規定により、大熊町長の代理人の大熊町企画調整課総括参事 梅宮功が議長となる。</p> <p>2. 議長あいさつ(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮)</p> <p>3. 現状と課題</p> <p>(出席者:大熊町企画調整課 主査 齊藤)</p> <p>それでは、大熊町の現状と課題について、御説明申し上げます。</p> <p>【別紙、「現状と課題」により説明】</p> <p>(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮)</p> <p>ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。</p>		

(出席者一同)

意見質問等なし。

4. 議事(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮、説明者:大熊町企画調整課 主査 齊藤)

(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮)

追加・変更点は1点でございます。

復興整備事業であるリサイクルセンター施設整備事業の実施にあたり4haを超える農地転用が必要となることから、これらを記載した土地利用方針の変更について、お諮りいたします。

なお、協議の進め方ですが、大熊町から計画変更の概要と事業内容について説明の後、土地利用方針について、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますので同意について確認させていただきます。

それでは、大熊町から復興整備計画変更(案)について説明願います。

(説明者:大熊町企画調整課 主査 齊藤)

それでは、大熊町復興整備計画変更(案)について御説明申し上げます。

【様式第2、様式第8を土地利用構想図等により説明】

(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮)

ただいまの説明について、御意見・御質問はございませんか。

(出席者一同)

意見質問等なし。

(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮)

特に意見がないようなので、土地利用方針については、復興特区法第49条第1項の規定により、農林水産大臣の同意を得ることとなっております。東北農政局の金子様、土地利用方針の変更について同意することに御異議はございませんか。

(出席者:東北農政局農村計画課 農村復興指導官 金子)

ただいま御説明がありました、土地利用方針の変更につきましては異存ございません。

(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮)

ありがとうございました。土地利用方針の変更につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。以上で議事を終了させていただきます。

(議長:大熊町企画調整課 総括参事 梅宮)

なお、本日協議しました「大熊町復興整備計画変更案」については、異議ないものとし、復興特区法第50条第1項の規定に基づき、公表することで、農地転用の許可について農林水産大臣の許可があったものとみなされます。計画変更につきましては11月30日(金)に町HP等で公表したいと考えております。

これを持ちまして、議長の任を解かさせていただきます。円滑な審議にご協力いただきありがとうございました。

5. 閉会(進行:大熊町企画調整課 係長 石田)

以上をもちまして、「第7回大熊町復興整備協議会会議」を終了します。皆さまありがとうございました。

**【協議結果】**

リサイクルセンター施設整備事業に伴う土地利用方針の変更について、東日本大震災復興特区法第49条第1項の規定に基づく農林水産大臣の同意を得た。